

港湾スト

延期で労使合意

春闘で継続協議 その行方は？

沖縄県中城湾港で事前協議手続きを経ず荷役が行われたことに抗議し、全国港湾労働組合連合会（全国港湾）が予定していた今月末の全港・全職種平日24時間ストライキは、25日に日本港運協会と全国港湾との非公式折衝で延期が決まった。同時に今回の事案を継続協議としたが、これから本格化する2019年港湾春闘と絡み春闘交渉が厳しさを増すのは確実だ。延期となった28日のストは、もし決行されれば行政手続き上違法と見なされた可能性もあり、労使の不協和音が尾を引く可能性もある。

（取材部 高橋郁夫）

今回のスト通告は、今月初めに自衛隊の車両を積載したRORO船「はくおつ」が事前協議手続きを経ずに中城湾港に入港・荷役を行ったことが発端だった。これに抗議し沖縄の地区労組が4日始業時から那覇港、中城湾港で無期限ストに突入し

た。ストは同日夕に解除されたが、全国港湾は港湾秩序の根幹である事前協議制度を形骸化させるおそれがあるとし、19日の春闘中央団体交渉終了後に日本港運協会に28日始業時からのスト実施を通告した。

その後労使は断続的に非公式折衝を行い、25日夕刻、事前協議の厳格運用、今回の事案の継続協議で合意。28日のストは延期となった。近年では異例となる平日ストをとりあえず回避できた形だが、それ以上に大きかったのは「港運労使関係が決定的に悪化することも同時に回避できた（関係者）点だ。

運輸関係のストはその公共性を踏まえ、労働関係調整法に基づき10日前までに組合側が厚生労働省などに事前通知を行い、行政が告示する必要がある。しかし、全国港湾の説明によると今回のストに関し、同省が通知を受理しなかったという。

通知が受理されなかった理由は不明だが、この状態で仮にストに突入した場合違法ストと見なされ、港湾ユーザーからの損害賠償要求リスクが高まる恐れがあった。また、日港協も立場上違法状態を見過こせず、対抗措置に踏み切る可能性があった。前出の関係者は「結果として危ない状況をぎりぎり回避できた」と打ち明ける。

日港協は近年、産別最低賃金制度について独占禁止法抵触のおそれがあるとし、法令順守の立場で春闘での統一回答を拒んでいる。また事前協議制度も1980年代に公正取引委員会に提訴され運用改善が図られた経緯がある。

今回のスト事案は港湾の労使関係のあり方に直結する。長年にわたる労使関係が今後どう時代の変化に対応していくかが問われている。